

女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の情報公表について

当法人の男女の賃金差異について公表いたします。

	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規雇用労働者	69.0%
非正規雇用労働者	65.8%
全労働者	69.2%

- 対象期間
 - 令和4年事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）
- 賃金
 - 基本給、超過勤務に対する報酬、賞与等を含み、退職金、通勤手当等を除く
- 正規雇用労働者
 - 教職員（出向者、役員は除く）
- 非正規雇用労働者
 - 有期雇用教職員（出向者、役員は除く）
- 差異についての補足説明
 - 正規雇用労働者、非正規雇用労働者における男女の賃金の差異は、相対的に給与水準が高い男性医師が多いため差が生じていると考えられる。

医師を除いて集計を行った場合は以下の通り

	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規雇用労働者	90.4%
非正規雇用労働者	88.5%
全労働者	90.7%

- 差異についての補足説明
 - 平均年齢(女性 37.1 歳・男性 41.5 歳)が異なることによる経験年数の差が生じていると考えられる。

以上